

特定施設入居者生活介護等利用契約書

【表題部】

○契約締結日 年 月 日

○特定施設の表示

所在地：東京都調布市東つつじヶ丘2丁目36番地1

名称：デンマークINNつつじヶ丘

特定施設(介護予防特定施設)入居者生活介護 事業所番号:1374203741

○甲(登録事業者)

<住所>

182-0005 東京都調布市東つつじヶ丘2丁目27番地1

<氏名>

特定医療法人社団 研精会

理事長 石坂 真一郎

印

○乙(契約者)

<住所>〒

<氏名>

印

○丙(連帯保証人兼身元引受人)

<住所>〒

<氏名>

印

<保証極度額>

500,000円

【本文】

契約者(利用者)と事業者は、介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という。)に定める介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護(以下「特定施設等」という。)の利用にあたり、下記のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、特定施設等の利用者(以下「利用者」という。)に対し、特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容(本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。)は、重要事項説明書に添付する「介護サービス等の一覧表」に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の有効期間は、(入居日) 年 月 日 から二年間とします。ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

(管理規程)

第3条 事業者は、特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程(以下「管理規程」という。)を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下「特定施設等サービス計画」という。)に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。

3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を、ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであつて、サービス基準及びその解釈通知に定める、人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいいます。

(介護等の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス(以下「介護等」という。)を、原則として施設における利用者の一般居室において提供します。

2 事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、提供の場所を施設内において変更することがあります。その手続き等については入居契約書に規定します。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(要支援認定又は要介護認定に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を利用者に交付します。

- 一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
- 二 認定審査会の意見
- 三 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額及び各種加算給付への同意、ならびにその支払方法について法定代理受領とするか償還払いとするかの選択
- 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容及び利用料金についての同意
- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

2 前項の原案又は変更案は利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

(事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する

事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(サービス利用料金)

- 第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

- 第12条 介護保険法令等の改正に伴い第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、事業者は利用者等へ説明を行い、当該利用料金等を変更します。
- 2 第8条第2項第二号に定める費用を変更する場合、事業者は、入居契約に基づく手続きをとるものとします。
- 3 甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他経済情勢の変動により利用料金が不相当となった場合には、甲乙協議の上で、
利用料金を変更することができます。

(証明書の交付)

- 第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。
- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることができます。

(損害賠償)

- 第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

(契約の終了事由)

- 第15条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。
- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要介護に認定変更された場合
 - 三 特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要支援に認定変更された場合
 - 四 入居契約が終了した場合
 - 五 事業者が介護保険法令等に基づく特定施設等の事業者指定を取り消された場合又は指定更新を行わなかった場合
 - 六 利用者が特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合

七 第16条又は第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合

- 2 前項第二号又は第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設等入居者生活介護の利用契約を締結しようとする場合、本契約は有効に継続するものとします。

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- 一 一定の観察期間をおくこと。
 - 二 医師の意見を聴くこと。
 - 三 契約解除の通告について 90 日の予告期間をおくこと。
 - 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し又は支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90 日の予告期間において、本契約を解除することができます。この場合、前項第四号の規定を準用します。
- 4 前項において、利用者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、第8条第2項第一号に定める費用の支払いを遅延する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は6か月とします。

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は 30 日の予告期間を置いて事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については、1か月を 30 日として日割り計算し、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(苦情処理)

- 第19条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
- 2 利用者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスに関して、社団法人全国有料老人ホーム協会に苦情を申し立てることができます。
- 3 利用者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

す。

4 事業者は、利用者から苦情の申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等に定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第21条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。